

# 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

## 1 処分名

火葬場使用料の免除

## 2 所管部課等名

市民協働部市民課 電話 22-7447

小名浜支所市民課、勿来支所市民課、常磐支所市民課、内郷支所市民課、四倉支所市民課、遠野支所、小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所、豊間市民サービスセンター、江名市民サービスセンター、泉市民サービスセンター、中央台市民サービスセンター、いわき駅前市民サービスセンター

## 3 根拠条例等

### 【根拠条例】

火葬場条例（昭和44年いわき市条例第68号）

（使用料）

第6条 前条の規定に基づく使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。ただし、死亡時に本市住民であつた者に係る火葬（いわき市勿来火葬場（以下「勿来火葬場」という。）における火葬に限る。）を行う場合については、この限りではない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 市長は、特別の理由があると認める場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、この限りではない。

別表第2（第6条関係）

### 1 いわき清苑使用料

#### (1) 火葬を行う場合

区分	単位	使用料	
		本市住民	本市住民でない者
大人（12歳以上）	1体	10,000円	50,000円
小人（12歳未満）	1体	6,000円	30,000円
死胎（妊娠4箇月以上）	1胎	4,000円	20,000円

備考

1 「本市住民」とは、死亡時に本市住民であつた者をいい、「本市住民でない者」と

は、その他の者をいう（以下この別表において同じ。）。

2 溺死体<sup>でき</sup>の火葬に係る使用料は、1割増しとする。

(2) 人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満の死胎に限る。）及び胞衣の焼却を行う場合

区分	単位	使用料
人体の一部	小柩 <sup>ひつぎ</sup> 1個	10,290円
死胎	1胎	3,080円
胞衣	1件	3,080円

備考 小柩<sup>ひつぎ</sup>とは、長さ50センチメートル、幅30センチメートル、高さ25センチメートル以内のものをいう。

(3) 通夜等又は告別式等のため特別待合室を使用する場合

区分	単位	使用料	
		本市住民	本市住民でない者
特別待合室	1回	10,290円	51,420円

備考 「1回」とは、午前9時から午後1時まで又は午後3時30分から午後8時までの間における使用をいう。

2 勿来火葬所使用料

(1) 火葬を行う場合

区分	単位	使用料
大人（12歳以上）	1体	30,000円
小人（12歳未満）	1体	18,000円
死胎（妊娠4箇月以上）	1胎	12,000円

備考 溺死体<sup>でき</sup>の火葬に係る使用料は、1割増しとする。

(2) 人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満の死胎に限る。）及び胞衣の焼却を行う場合

区分	単位	使用料
人体の一部	小柩 <sup>ひつぎ</sup> 1個	10,290円
死胎	1胎	3,080円
胞衣	1件	3,080円

#### 【関係条例等】

火葬場条例（昭和44年いわき市条例第68号）

（使用の許可）

第5条 火葬場を使用しようとする者は、市長に申請して許可を受けなければならない。

## 火葬場条例施行規則（昭和57年いわき市規則第24号）

### （使用料の減免）

第4条 条例第6条第3項の規定による火葬場の使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率による。

- (1) 死亡時に、本市市民であつて、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていたもののため火葬場を使用する場合 100分の100
- (2) 本市市民であつて、生活保護法の規定による保護を受けているものが焼却を行なうため火葬場を使用する場合 100分の100
- (3) 前2項のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が適当と認める率

2 使用料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

3 火葬場の使用料の減免の決定通知は、火葬場使用料減免決定通知書（第9号様式）による。

### （使用許可書等の提出）

第5条 火葬場の使用の許可を受けた者が火葬場を使用する場合は、火葬場使用（火葬）許可証、火葬場使用（焼却）許可証又は火葬場使用（特別待合室）許可証を火葬場の職員に提出しなければならない。

## 4 審査基準

### (1) 提出基準

- ア 火葬場使用料減免申請書（第8号様式）を提出する。
- イ 施行規則4条第1項第3号の規定による場合は、減免をうけようとする事由を説明する書類等を添付すること。
- ウ 提出期限については、使用日時までとする。

### (2) 判断基準

火葬場条例6条第1項に基づく火葬場使用（火葬）許可申請、火葬場使用（焼却）許可申請及び火葬場使用（特別待合室）使用許可に係る使用料は、納入しなければならないが、同条第3項に規定により使用料の全部又は一部を申請に基づき免除をする。

ア 火葬場条例第6条第3項の「特別の理由があると認める場合」とは次のとおりとする。

- (ア) 死亡時に、本市住民であつて、生活保護法の規定による保護を受けていたもののため火葬場を使用するとき。
- (イ) 本市住民であつて、生活保護法の規定による保護を受けていたものが焼却を行うため火葬場を使用するとき。
- (ウ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (エ) 伝染病予防法（明治30年法律第36号）の適用を受けたとき。
- (オ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）又は、いわき市被災救助費支給条例（昭和42年

いわき市条例第69号)が、適用された災害による本市住民及び他市町村の住民が施設を使用するとき。

(カ) 伝染病予防法(明治30年法律第36号)の適用を受け、本市住民及び他市町村の住民が施設を使用するとき。

イ その他上記基準に順ずるものとして特に市長が認めた場合。

## 5 標準処理期間

過去に免除申請を行った実績はないが、標準処理期間について次のとおりとする。

(ア)、(イ)の理由の場合

- ・申請内容の形式審査
  - ・減免資格の確認
  - ・決定通知書の作成
  - ・通知
- } 1日間

(ア)、(イ)以外の理由の場合

- ・申請内容の形式審査
  - ・審査
  - ・協議、調整
  - ・処分案作成
  - ・起案～決裁～処分通知
- } 5日間

5日間(処分庁5日間)

※ 上記日数には、次に掲げる日数は含まれないものとする。

(1) 申請の文書の不備その他理由により申請の文書の補正等に要する日数

(2) 次に掲げる市の休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から1月3日までの日(ア及びイに掲げる日を除く)

## 6 作成年月日

- (1) 作成年月日 平成9年9月30日
- (2) 施行年月日 平成9年10月1日
- (3) 改正年月日 平成20年4月1日
- (4) 改正年月日 平成27年6月23日